

掛川市告示第26号

掛川市高齢者はり等治療費助成要綱（平成17年掛川市告示第14号）の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

掛川市長 松井三郎

第3条第2項中「12枚」を「6枚」に改める。

様式第2号裏面中「12枚」を「枚」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度及び平成25年度における第3条第2項の規定の適用については、同項中「6枚」とあるのは、平成24年度にあつては「10枚」と、平成25年度にあつては「8枚」とする。